

平成 31 年 4 月 9 日

## 京都消費者契約ネットワークと株式会社ラッシャーマンとの間の裁判上の和解について

適格消費者団体である特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク（以下「原告」という。）から、消費者契約法第 23 条第 4 項第 7 号の規定による報告があったので、同法第 39 条第 1 項の規定に基づき、裁判上の和解の概要を公表する。

### 記

#### 1. 裁判上の和解の概要

##### (1) 事案の概要

本件は、原告が、サプリメント商品、化粧品、健康食品等の企画、開発、製造、販売及び輸出入等を目的とする株式会社ラッシャーマン（以下「被告」という。）に対し、同社の販売する「DCC（ディープチェンジクレアチン）」（以下「本件商品」という。）についての同社ホームページにおける下記の表示①及び表示②は、次の理由により、不当景品類及び不当表示防止法第 30 条第 1 項第 2 号<sup>(※)</sup>に規定する有利誤認表示に該当するとして、同項の規定に基づき、主位的請求として、表示①を行ってはならないこと、予備的請求として、表示②を行ってはならないことを求めた事案である（平成 29 年 12 月 15 日付けで京都地方裁判所に対して訴訟を提起）。

##### ・表示①

本件商品を「初回実質無料 送料 560 円（税込）のみ」、「95%OFF 送料無料 560 円（税込）」等と表示し、本件商品を 560 円で購入可能であるかのように示す表示。

##### ・表示②

ア 本件商品が、「初回実質無料 送料 560 円（税込）のみ」と表示されている直前に、「無料」の表示の少なくとも半分以上のポイントで、7840 円での更に 3 回の購入が義務付けられ最低支払総額が 2 万 4080 円となることを表示せずに、本件商品を、560 円で購入可能であるかのように示す表示。

イ 本件商品が、「95%OFF 送料無料 560 円（税込）」と表示されている直前に、「560 円」の表示の少なくとも半分以上のポイントで、7840 円での更に 3 回の購入が義務付けられ最低支払総額が 2 万 4080 円となることを表示せずに、本件商品を、560 円で購入可能であるかのように示す表示。

(理由)

本件商品を「定期便「メガ得コース」」で購入した場合、最低4回の継続購入及び2回目以降は7840円での購入が契約内容となっているので、本件商品単価は6020円であるにもかかわらず、送料なし通常価格の95%OFF価格で購入可能であるかのように示す点で、被告ホームページの表示は、「商品…の取引条件について、実際のもの…よりも取引の相手方に著しく有利」に該当する。また、被告ホームページ冒頭の「初回実質無料」、「送料560円(税込み)のみ」という表示、そのすぐ下に購入者の情報を入力するためのハイパーリンクが貼られている等の内容全体、一般的なお試し商法の在り方及び実際の被害実態を考慮すれば、被告ホームページの表示は、一般消費者において、本件商品を560円で購入可能であるという印象・認識を払拭できているとは到底言えず、消費者に「誤認される表示」に該当する(主位的請求)。

百歩譲って、「初回実質無料 送料560円(税込)のみ」、「95%OFF 送料無料560円(税込)」という表示の使用自体が許されるとしても、560円で購入可能であるかのような誤認を招くおそれは適切な打ち消し表示によって払拭される必要があるため、上記強調表示と比して極めて小さいポイントではなく、消費者に確実に認識されるような打ち消し表示が必要である(予備的請求)。

(※) 不当景品類及び不当表示防止法

第三十条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第四項に規定する適格消費者団体(以下この条及び第四十一条において単に「適格消費者団体」という。)は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して次の各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 [略]

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をすること。

注) 上記の訴えが提起された日現在の規定

## (2) 結果

平成30年11月13日、原告と被告との間で、別紙のとおり、表示①を行わないこと等を内容とする裁判上の和解が成立した。

## 2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク(法人番号7130005005215)

### 3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社ラッシャーマン（法人番号 9011001109242）

### 4. 当該事案に関する改善措置情報<sup>(※)</sup>の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

**【本件に関する問合せ先】**

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：[http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/index.html](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html)

別 紙

## 和 解 条 項

- 1 被告は、下記対象となる表示記載の表示を行わない。

記

(表示媒体)

被告ウェブサイト

(対象となる商品)

DCC (ディープチェンジクレアチン)

(表示内容)

対象となる商品を複数回の購入を条件とする定期購入で販売する場合に「初回実質無料 送料560円(税込)のみ」、「9.5%OFF送料無料560円(税込)」等と表示し、対象となる商品を560円で購入可能であるかのよ  
うに示す表示。

- 2 原告は、原告のウェブサイト (<http://kccn.jp/>) 上の被告に関する表示・記載において、原告の差止請求に対する被告の対応についての「不十分」等の評価を伴う内容を削除し、被告の回答書を掲載するとともに、被告から回答があったことや原告が訴訟を提起したこと等の事実関係のみを示すこととする。
- 3 原告は本件和解の内容を、原告のウェブサイト (<http://kccn.jp/>) 上に表示・記載する際には、和解条項の概要(和解条項第2項乃至第4項を除く)と併せて、和解に至った経緯として別紙の内容を示すこととする。また、その他、原告が本件和解の内容を公表・発表等する場合においても、その内容が別紙の内容と矛盾することがないようにする。
- 4 原告が本件和解の内容を、消費者契約法23条4項に基づいて消費者庁及び他の適格消費者団体に報告又は通知する際には、「勝訴的和解」との表示や声明文の記載などの評価を伴う内容は示さず、事実関係のみを示すこととする。
- 5 原告はその余の請求を放棄する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

## 別紙

本件（お試し価格表示差止請求事件（京都地方裁判所平成29年（ワ）第3792号事件））は、対象となる商品を複数回の購入を条件とする定期購入で販売する場合に「初回実質無料 送料560円（税込）のみ」、「95%OFF 送料無料560円（税込）」等と表示し、対象となる商品を560円で購入可能であるかのように示す表示を行うことの停止を請求した事案であった。

本件訴訟提起前、当NPO法人からの差止請求に対し、株式会社ラッシュャーマンからは、「貴法人の表示停止要求に応じて、該当表示を削除し、購入継続条件をより分かりやすく表示するよう改訂致しました。」、「現在、弊社では、本商品を含め、弊社取扱商品について、数回の購入継続が条件となる商品販売形態を変更し、いつでも解約可能な定期購入とすべく手続を進めております」等の回答があった。

しかし、当NPO法人は、改訂後の表示においても、「対象となる商品を560円で購入可能であるかのように示す表示」であると判断し、上記訴訟を提起するに至ったものである。

そして、訴訟を提起した後、株式会社ラッシュャーマンは、その販売方法を、複数回の購入を条件とせず、いつでも解約可能な形態へと変更したことから、本件訴訟について、当NPO法人と株式会社ラッシュャーマンとの間で和解が成立した。

以上